

個人事業税の第1期分の納期限は9月2日(月)です。
8月中旬に県から納税通知書を送りますので納期までに納付をしてください。
納税通知書には第1期分と第2期分の納付書が同封されますので、納付にあたっては、納付書をお間違えないようにご注意ください。
▼納付場所および納税方法
・金融機関、県税事務所の窓口
・コンビニエンスストア、MMK設置店
※納付書の納付金額が30万円以下のものに限りです。
・Pay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングまたはATM
・インターネットでのクレジットカードによる納付

個人事業税第1期分の納税をお忘れなく

お知らせします



次の手当を受給されている方は、毎年1回、現況届・所得状況届の提出が必要です。この届の提出がないと、8月分以降の手当が受けられなくなりしますのでご注意ください。
◎児童扶養手当
◎愛知県および市遺児手当
※児童扶養手当 愛知県および市遺児手当は提出がないと、11月分以降の手当が受けられなくなります。
▼提出期限 8月30日(金)
※7月下旬に対象となる受給者の方には通知をしています。
問 市役所児童課(内線153)

現況届・所得状況届をお忘れなく

問 西尾張県税事務所
県民税・事業税第二グループ
☎(0586)4513169
(ダイヤルイン)
http://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/

・スマートフォンアプリ(PayB)による納付
▼その他 領収証書が必要な方は金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口、県税事務所の窓口またはコンビニエンスストア、MMK設置店で納付してください。
また、納税には便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金について
未婚の児童扶養手当受給者に、給付金が支給されます。
▼支給対象者 次のすべての要件を満たす方が対象です。
①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
②基準日(令和元年10月31日)において、これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない方
③基準日(令和元年10月31日)において、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方

◎特別障がい者手当
◎障がい児福祉手当
▼提出期限 9月11日(水)
※8月上旬に対象となる受給者の方には通知をします。
問 市役所福祉課(内線164)

◎愛知県在宅重度障がい者手当
▼提出期限 8月30日(金)
※7月下旬に対象となる受給者の方には通知をしています。
問 市役所福祉課(内線164)

10:00~14:30~18:30~
日程 1回目 2回目
9日(金) ② ③
10日(土) ② ③
11日(日・祝) ① ②
16日(金) ② ③
17日(土) ② ③
18日(日) ① ②
20日(火) ② ③
23日(金) ② ③
24日(土) ② ③
25日(日) ① ②
28日(水) ② ③
31日(土) ② ③
大人250円・中学生120円
▼料金
※講習は1時間半程かかります。
※予定は変更になる場合があります。
※運動のできる服装と上履きをお持ちください。
※初回は予約が必要です。

十四山スポーツセンター
トレーニング講習会8月の予定
トレーニング室をご利用いただくには、初回に無料のトレーニング講習会(器具説明など)を受講いただく必要があります。なお、小学生以下のご利用はできません。

▼申請期間 8月1日(木)~翌年1月31日(金)
※7月下旬に児童扶養手当現況届の通知に本給付についての通知を同封させていただきます。
▼支給額 17,500円(受給者世帯ごと)
▼支給時期 原則として、翌年1月に支給
※「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐欺「にご注意ください。
問 市役所児童課(内線153)

TOPICS 介護保険料(65歳以上の方)本算定のご案内

介護保険料(年額)の通知を発送します

本算定通知とは、市民税額の確定に伴い、令和元年度の年間保険料を決定(確定賦課)したもので、各納期の保険料については、既に到来した納期と今後に到来する納期の保険料の合計額が、年間保険料額になるように調整しています。

(年額)	(仮徴収)	(以降の納期に振り分け)
確定した令和元年度保険料	特別徴収 普通徴収	4月・6月・8月 第1期・第2期
		10月・12月・令和2年2月の3回 第3期・第4期・第5期・第6期の4回

保険料の納め方

●特別徴収(年金からの天引き)・・・65歳以上で、年金(老齢・退職年金、障害年金、遺族年金)を年額18万円以上受給されている方
2か月おきに支払われる年金から、支払ごとに保険料が天引きされます。
→介護保険料額決定通知は、8月上旬に発送します。

●普通徴収(納付書、口座振替による納付)・・・年度の途中で65歳になられた方、転入の方、年金が年額18万円未満の方など
納付書による納付の方は、市役所または取扱金融機関で納めてください。
納めに行く手間が省け、納め忘れの心配がない、口座振替がおすすめです。
→介護保険料額決定通知は、9月中旬に発送します。
賦課明細書(本徴収分)と3期から6期の納入通知書をまとめたものを送付します。

普通徴収の納期限(令和元年度)

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
5月31日(金)	7月31日(水)	9月30日(月)	12月2日(月)	翌年1月31日(金)	翌年3月31日(火)

65歳(第1号被保険者)からの介護保険料について

40歳から64歳までの介護保険料は、各医療保険料(国民健康保険、社会保険、共済保険など)に含まれて徴収されますが、65歳になると介護保険料の決め方と納め方が変わります。特別徴収(年金からの天引き)が始まるまでの間は、普通徴収(納付書もしくは口座振替)で納めていただくことになります。4月~8月生まれの方は9月に、9月~3月生まれの方は誕生日月の翌月までに納付書を送らせていただきますので、最寄の金融機関などでお支払いをお願いします。

問 市役所介護高齢課(内線172~174)

生活・介護支援サポーター養成研修 ~市民がきずく弥富の絆~

参加者募集!

生活・介護支援サポーターは、誰もが安心して弥富市で暮らし続けるために、市民ができる範囲でお手伝いするボランティアのことです。研修を修了すると修了証を発行し、地域包括支援センターと連携をとって、支援を必要とする方の見守りや買い物などを手助けする「弥富市ささえあいセンター」の協力会員として活躍することもできます。あなた自身の生きがいづくり、健康づくりに大いに役立ちます。

▶ところ 総合福祉センター
▶対象者 全日程に参加し、その後、市内で活動できる方
▶参加費 無料
▶定員 30名(先着順)
▶申込方法 地域包括支援センターへお電話ください。
☎65-5521
(海南病院総合相談センター内)
▶申込締切 9月3日(火)

とき	プログラム名
9/7(土) 9:00~正午	高齢者特有の病態 みんなで知ろうjimotoの 障がい福祉
9/14(土)9:00~正午	住みやすい弥富市を考える
9/21(土) 9:00~正午	親切とおせっかいのバランス コミュニケーション
9/23(月・祝)~27(金) のうち1人1日 10:00~15:00	体験実習
9/28(土) 9:00~正午	私と弥富のこれからを 考えてみよう 交流会